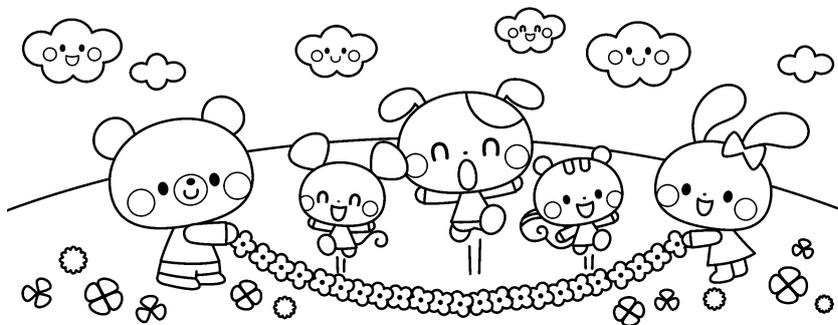


児童虐待対応マニュアル



令和6年4月1日

社会福祉法人 南嶺山福祉会
西出水認定こども園

◎発見のためのチェックポイントと、保護者や子どもとの面接

「変だな」「何かおかしいな」「いつもと違うな」

子どもや保護者の気がかりな振る舞いや行動から、虐待を疑ってみることは決して無駄なことではありません。偏見や先入観を持ってしまうことは良くないことです。しかし、まわりの大人が「変だな」「何かおかしいな」「いつもと違うな」と感じたら、子どもや保護者のSOSのサインと捉えて、しっかりと受け止めなければなりません。

虐待を受けた子どもたちは同じような行動や特徴を示すわけではありません。虐待の行為や子どもの年齢、経過年月や虐待者との関係などによって様々なサインを出します。一方、一つのサインがみつかったからといって、ただちに虐待と断定できるわけではありません。ですから一人で判断するのではなく複数で話し合ってみることが大切です。

1. 子どものサイン

(1) 身体面

- 不自然なヤケド
- 切り傷、ひっかき傷
- 骨折
- 著しい低身長・低体重
- 放置されている虫歯、口腔内の衛生不良
- 身体に理由がはっきりしないアザが絶えない。

(2) 行動面

- 保護者を怖がる
- おびえた泣き方をする
- 身体接触を異常にいやがる
- 緊張が高い
- 表情や反応が乏しく、元気がない
- 基本的な生活習慣が身についていない
- 目が無表情、凍りついた瞳
- いじめられっぱなしで、自己主張しない
- 授業中に集中できず、落ち着きがない
- 教室から抜け出す
- 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多い
- 急激な成績の低下
- 単独での盗みや嘘を繰り返す
- 単独での非行・徘徊や家出
- 年齢不相応な興味関心がある
- 年齢不相応な性的な言葉や、行動がある
- 極端な性への関心や、拒否感がみられる



- 家へ帰りたがらない
- 衣服を脱ぐことへの不安が高い
- 中学生以降まで続く夜尿
- いつもおどおどしていて、何気なく手を挙げて身構える
- 親がいると顔色をうかがい、親がいないと全く関心を示さない
- 手先が汚れていたり、臭ったり、首筋に垢がたまっているなど身体が不潔
- いつも同じ服を着ていたり、衣服が汚れている
- 暑くなってきたのにもかかわらず、厚手の長袖など季節はずれの服を着ている
- 給食やおやつをむさぼるように食べ、おかわりを何回もする
- 大人を試したり、独占しようとし、まとわりついて離れない
- 年下の子どもと遊ぶことが多く、時には威圧的
- 些細なことでも直ぐにカッターとなり、乱暴な言動がある

2. 保護者のサイン

(1) 状況面

- 家の中が乱雑・不衛生
- 夫婦仲が悪い
- 地域で孤立している
- 不自然な転居歴



(2) 行動面

- 極端ないらだち、不安定
- 怒り方が異常
- 甘やかすのは良くないと極端に強調
- 思い通りにならないと、すぐに体罰
- 保育士や教師等との面談を拒む
- 無断で欠席させることが多い
- 被害者意識が強く、イライラし、かかわりが乏しく、
- 能力や発達レベル以上のことを無理やり押しつける
- 乳幼児健診や、園での健康診断を受けさせない冷たい態度

3. 保護者や子どもとの面接

虐待のサインをキャッチしたら、保護者や子どもと直接に出会って面接する必要があります。その際に明確にしておかなければならないことは、面接の目的をしっかりと把握しておくことです。虐待対応の面接の目的としては、次のようなことが考えられます。

- ・子どもの安全を確認する
- ・信頼関係を形成する
- ・保護者のニーズを把握する

- ・これまでの子育ての仕方を聴取する
- ・家族や家庭の生活状況を聴取する
- ・医療などの専門機関の診断等が必要かどうか判断する
- ・保護者の相談に乗る
- ・保護者に子育てや暮らしのサービスなどの情報を提供する
- ・適切な子育ての方法について指導・援助する

1回にただ1つの目的で面接を実施することもあります。たいていの場合はいくつかの目的があります。また面接の流れで臨機応変に対応しなければならないこともあります。常に今、何を目的として面接しているのかを自覚しておくことが必要です。

(1) 面接場面の構成

① 複数職員による対応

虐待の面接では、冷静な話し合いだけでなく、暴言や暴力などを伴う場面が少なくありません。

また「言った、言わなかった」などと後にトラブルが生じることもあります。あまり人数が多すぎるのは良くありませんが、複数対応することによって、そうした問題を未然に防ぎ冷静な話し合いが行われるよう配慮する必要があります。

② 訪問面接と来所面接

家庭訪問による面接は、家庭の様子や状況を実際の日で確認できる利点がありますが、面接室と違って援助者が場面をコントロールすることが難しく、保護者のペースで面接が進んでしまうおそれがあります。従って、必要な場合を除いて、公共の場所を面接場所として設定することが望まれます。

③ 時間を決めて、繰り返し行う

面接が長時間にわたると、内容はこう着し、しばしば感情的になってしまいます。また、お互いに納得していたことが振り出しに戻ってしまうこともあります。1時間程度で面接を切り上げることが望まれます。面接の最初に「1時間ほどお話ししたいです」と、面接時間等の見通しをもってもらうために告げることも良いでしょう。保護者は日によって様子や状態が非常に異なる場合があることにも留意し、1回の面接で終えるのではなく繰り返すことを考えましょう。

④ 机と椅子の利用

良い面接をするために保護者と好ましい距離を保つことが必要です。机と椅子を用意し、保護者が興奮して立ち上がった場合でも「座って話しましょう」と相手に冷静さを取り戻してもらい、暴力を未然に防ぐよう心がけることが大切です。

(2) 保護者との面接

① 批判や反論せずにしつかり聞く

虐待者である保護者の話をしっかり聞いて、受け止めることが大切です。虐待者の一方的な偏った話に対して、批判や反論したくなります。また発言の矛盾を指摘したくなります。しかし、意見を言ったり反論すると、虐待者は頑なに自分の意見に固執して強く主張してしまったり、黙ってしまいます。

感情的な発言であっても、途中で遮ることなく最後まで言い切らすことで、感情的なうっ積が解放され、話し合いの土俵ができる場合もあります。

虐待者の話を聞き続けていると、怒り、焦り、不安や恐怖などの様々な気持ちや感情がわき起こります。知らぬ間に緊張したり、息苦しくなることもあります。このような感覚を早めに自覚することによって、相手に巻き込まれてしまうことを防ぐことができます。

② 虐待だけではなく生活の様子について聞く

同じ出来事であっても、虐待者である保護者と通告者では事実の捉え方が大きく異なります。どちらが正しいかではなく、虐待者は事実をそのように捉えていると理解する方が望ましいです。その中に解決の糸口が見つかる場合があります。また虐待の問題点に絞って話を進めると、知らず知らずのうちに相手を責めるような態度になってしまいます。生活全般について話してもらうことによって、相手のものの考え方や感じ方がわかり、ニーズを引き出すことができます。

次に生活の様子を1つ1つ聞いていきます。例えば「朝ご飯は何時頃に食べているんですか」「お風呂には誰かと一緒に入っているのですか」などと、生活をイメージできるように具体的に尋ねることです。これらの質問によって密室の出来事を考える必要があります。

③ 話し合いのコツをつかむ

相手の話すスピードや間の取り方、声の大きさや言葉遣いをしっかり把握して、それらを合わすことで話し合いの波長が合ってきます。多くの質問を挟むことより、「そうですね」などの相づちを適度に入れることによって、真剣に聞いてもらっていると実感を持たせることができます。そして相手が熱々亡々に聞いてもらっていると感じたら、本音で語ってもらいやすくなります。このようにして相手との話し合いの波長が合ってきたら、少しゆっくりめで話すとよいでしょう。ゆっくりとした話し合いは冷静さや筋道だった方向に話をもっていくことができます。

④ 大切なことは言葉の説明だけではなく、書面などを用いる

「しつけの範囲を超えている」「虐待と認められる」などの重要なことを音声だけで伝え、説明しようとすると、くどくなったり誤解を生じます。また回頭のみでの説明はその内容よりも感情的な側面が強調されてしまって反発を生みやすいようです。伝えたい内容を箇条書きや図表で簡潔に記した書面を渡して説明することも必要です。こども家庭相談センターでは、書面(資料編参照)を用いて、保護者に説明しています。

⑤言うべきことは毅然として伝える

「虐待と認識している」ことなど、伝えるべきことや言いづらいことは毅然とした態度ではっきりと言わなければなりません。子どもの安心・安全を守らなければならないという強い思いをもって、明瞭に告げることが必要です。そのことに対して、虐待者である保護者が真摯な思いで反論してきた場合には、今後に向けて真剣に答えて話し合わなければなりません。しかし、感情的な反発に対してはうなずいて聞くだけにとどめることが重要です。

(3)子どもとの面接

①わかりやすく簡潔な自己紹介が導く信頼関係

幼い子どもであっても、その年齢に応じたわかりやすい言葉を用いて面接者自身を紹介し、目的を説明しなければなりません。子どもに言葉の意味や内容が十分にわからなくても、その話しかけの真剣さ、親しみやすさ、暖かさなどの雰囲気や態度で、子どもは信頼すべきかどうかを判断します。

②悪態に含まれる不安

大人に挑発的、攻撃的な態度をとる子どももいます。それらの反抗的な振る舞いや言動は、不安の裏返しであり、こちら側を試している行動であることも多いので、冷静に受けとめ、丁寧に対応してください。

②誘導や暗示に気をつけ、短い面接を繰り返す

子どもは暗示を受けやすく、また自分の言うことを信じてもらうために面接者が気に入るような答えをする場合があります。ですので、誘導的な質問ではなく自由に話せるような問いかけをすることが望まれます。また言葉だけで説明させるのではなく、動作を用いても良いことや「わからない」と言っても良いことなどを伝えなければなりません。子どもの集中できる時間は短いものです、気持ちのゆれも大きいです。1回の面接は短時間で終わるよう心がけましょう。そのためにも、どのようなことを話すのか、あらかじめしっかりと準備をしておきましょう。

虐待を受けたことによって子どもは自分の言うことなど誰も信じてくれないと思っている場合があります。面接の最後には、子どもが話してくれた勇気を賞賛し、感謝することが大切です。



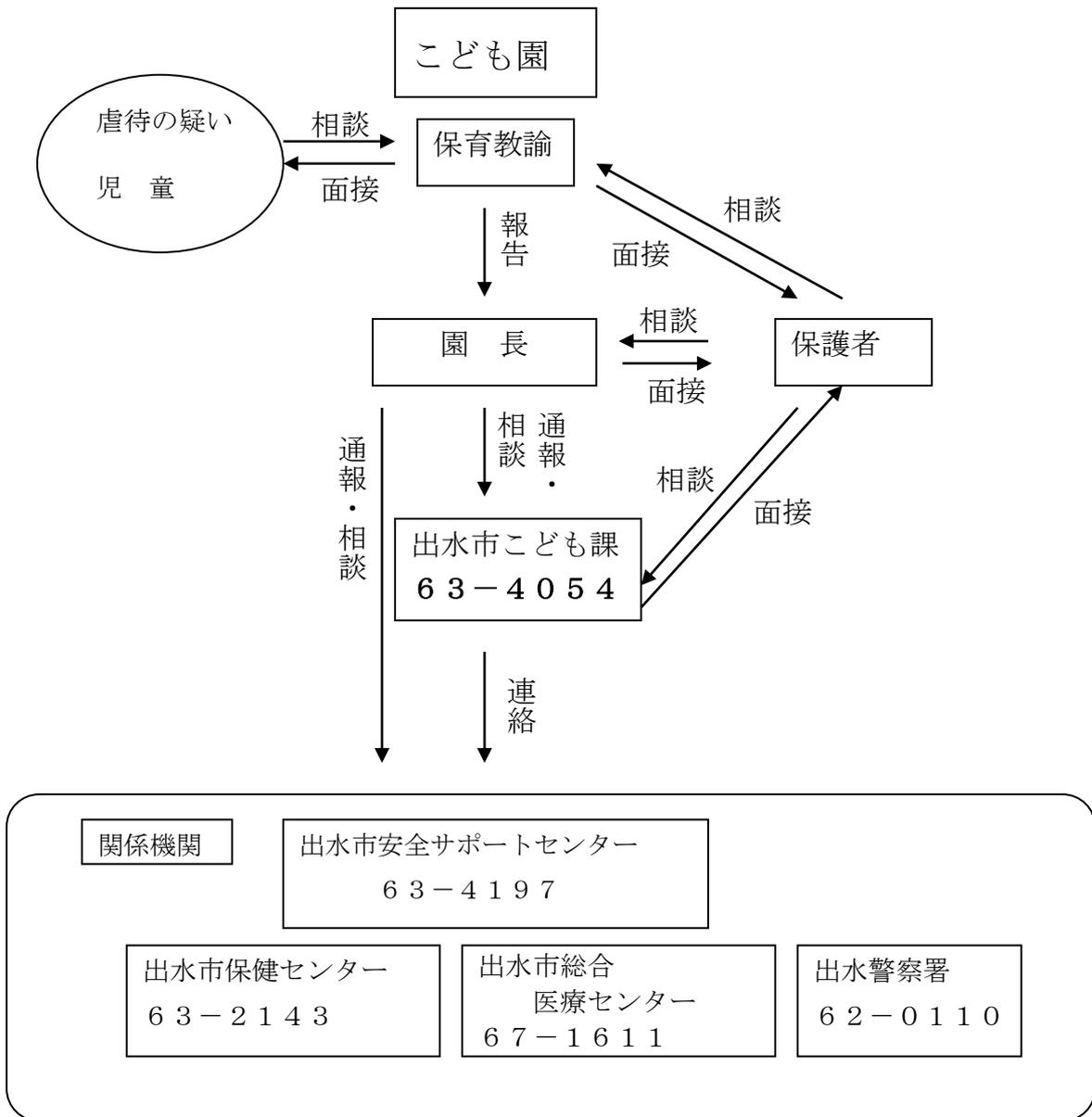
◎虐待における告知

「虐待の告知」とは、虐待している保護者へ「あなたの行為は児童虐待にあたります」と告げることである。これまでこの告知は、重く困難なテーマであり、できれば避けたいものであった。そのため虐待と告げずに、子どもが問題児である等、虐待者と対立を避けるべく焦点をぼかして、対応していた。しかし、今やその方法は過去のものとなり、虐待を告知するところから援助をスタートする時代に来ている。そこには、感情的にならずに真摯な態度で、虐待者である保護者と向き合う姿勢が望まれる。ロールプレイングなどで練習する必要があるだろう。これまでの保護者の行なっている行為が、子どもの心身に悪影響を与え、子どもの成長発達を阻害するものとなっていること、そして、そのことを認めるなら、保護者に対して虐待のない養育方法を学べるよう、援助する用意があることを一緒に告げなければならない。親子分離する場合には、どうしたら保護者が子どもを引き取れるのか等、援助の道筋を示して、分かりやすく説明する必要がある。

告知する側は、保護者の「人格すべてを否定しているのではなく、虐待に陥ってしまう部分を何とかしたいのだ」等、告げる工夫も必要かもしれない。保護者のプライドを傷つけてしまうので、必要以上に抵抗がある場合がある。複数対応が必要で、できれば家庭訪問ではなく、事務所で行なう方が、相手のテリトリーに入らず、こちら側のペースで進められる。暴言、暴力が発生することも視野に入れ、万全の体制を整えて望む必要がある。また、保護者によっては行政に権威としての怒りが起こり、冷静に言いたいことも言えない場合がある。保護者のアドヴォカシ(代弁者)を役割分担により用意することも必要な場合がある。告知により、保護者とのディスカッションが生まれ、自身の養育態度の振り返りとなるよう、期待したい。告知する側はさまざまな職種があるが、自身の機関の機能を十分把握し、機関連携等準備した上で、告知することが求められる。そして、子どもへの告知も必要である。子どもの年齢や発達状況を考慮し、子どもへの真実告知は重要である。なぜ施設や里親宅に来たのか、真実の理由を聞かされずに時が経過すると子どもは混乱したままである。言つてはならないことだとか、怖い記憶だけが残っている。自分が悪い子だから施設等に来たという場合も多い。保護者はいらいらして子育てを十分できない状態だった、その背景は〇〇の事情があつたから、決してあなたが悪かったからではない、保護者もあなたも一緒に将来また暮らせるよう、今は勉強中なんだよ、等説明する必要がある。告知は、知る権利と関係しており、人は過酷な内容であっても知るにより乗り越えていける力を持っているのだという、エンパワメントの原理を信じて、告知を行ないたいものである。

才村員理(帝塚山大学 教授)

虐待発見時のフロー図



※必要に応じて関係機関でケース会議を実施。